

久喜市出産・子育て応援事業実施要綱を廃止する告示

久喜市出産・子育て応援事業実施要綱（令和5年久喜市告示第84号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の久喜市出産・子育て応援事業実施要綱第6条第1項の規定により出産応援ギフトの支給の決定を受けた者又は第9条第1項の規定により子育て応援ギフトの支給の決定を受けたものについては、同要綱第11条及び第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。